

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第207号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成18年野田市告示第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）及び第4項（見出しを含む。）中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。